

静岡市高齢者生活福祉センター条例の一部改正について

静岡市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市高齢者生活福祉センター条例（平成15年静岡市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を「第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業」に改め、同条第6号中「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改める。

附則に次の2項を加える。

（静岡市介護保険条例附則第17項に規定する期間における経過措置）

- 3 静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）附則第17項に規定する期間における老人デイサービス事業に係る第3条第1号の規定の適用については、同号中「老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年政令第138号）第24条の規定によりなおその効力を有することとされた地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項」とする。
- 4 前項に規定する期間における老人デイサービス事業の措置に係る者に係る第3条第1号の規定の適用については、同号中「同法第10条の4第1項第2号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年政令第138号）第24条の規定によりなおその効力を有することとされた地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による改正前の老人福祉法

第10条の4第1項第2号」とする。

別表中「、同法第46条第2項及び同法第53条第2項」を「及び同法第46条第2項」に改め、「算定した額」の次に「又は同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(介護予防通所介護に係る事業に関する経過措置)

2 静岡市介護保険条例(平成15年静岡市条例第108号)附則第17項に規定する期間における介護予防通所介護に係る事業に係るこの条例による改正後の静岡市高齢者生活福祉センター条例(以下「新条例」という。)第3条第2号の規定の適用については、同号中「同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」とする。

(介護予防通所介護に係る使用料に関する経過措置)

3 前項に規定する期間における介護予防通所介護に係る使用料に係る新条例別表の規定の適用については、同表中「同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の介護保険法第53条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した」とする。